

令和 6 年 6 月
産業保安グループ 電力安全課

令和 3 年 11 月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

令和 4 年 6 月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7 項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約 1 万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年 12 月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和 5 年 3 月には告示等にも対象を広げた工程表が策定されました。

一括見直しプランでは、令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各条項においても、当該 2 年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。

これを受けて、当課所管法令関係の法令等について、下記のとおり整理しました。

（参考）

○デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

記

（１）「目視規制」について

別表 1 に掲げる当課所管法令等における目視による調査、巡視及び点検については、これらの条項の規定上、デジタル技術の活用について明示されていないが、ドローンによる遠隔監視技術の活用や AI による診断など、デジタル技術の活用を妨げるものではない。

なお、巡視・点検の実施者は、点検の目的、被点検対象の性質等を考慮した上で実施方法を判断されたい。

（２）「対面講習規制」について

別表 2 に掲げる講習については、これらの条項の規定上、当該講習に係る申込・受講・修了証の発行の全てのプロセスにおいて、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではない。

具体的には、各講習実施主体が案内する講習会の受講手続を確認いただきたい。

（３）「定期検査・点検規制」について

別表 3-1 に掲げる当課所管法令における定期検査については、実施期間及び頻度を指定するものではなく、実施方法について、遠隔での情報収集や電磁的記録の確認等デジタル技術の活用を妨げるものではない。

※ 特に、電気事業法施行規則第 50 条第 2 項第 14 号に定める保安規程の定期的な点検については、一定の期限を定め、事業者に見直しを求めるものではなく、必要に応じ随時保安体制を見直すことを促すための規定である。よって、当該規定については、元来、アナログ的手法により事業者規制を課す規定でもないところ、今般、その旨を明確化する観点から特記するものである。

また、別表 3-2 に掲げる点検については、同項の規定上、デジタル技術の活用について明示されていないが、デジタル技術の活用を妨げるものではなく、同項で規定される管理等が適切に行われる限り、デジタル技術を活用することは可能である。定期検査の実施者は、定期検査の目的等を考慮した上で実施方法等を判断されたい。なお、当該項目に関しては、委託調査を実施した結果、現時点では直ちに定期の検査・調査・測定の撤廃（いわゆる「PHASE 3」）に寄与する適切なデジタル技術は確認できなかったものの、引き続き、今後の技術開発の進展等を注視していく。

（４）「往訪閲覧・縦覧規制」について

別表 4 に掲げる当課所管法令における閲覧・縦覧規制については、デジタル技術の活用について明示されていないが、保安ネットシステムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではなく、閲覧者は、希望に応じてデジタル閲覧とアナログ閲覧を選択可能である。

※ 電気事業法第 75 条第 2 項に定める財務諸表等の閲覧等については、すでに同項内各号列記の部分において、財務諸表等が書面で作成される場合と電磁的記録で作成される場合を並列して規定しており、現にデジタル技術の使用を妨げてはいないところ、今般、その旨を明確化する観点から特記するものである。

（５）「常駐・専任」について

別表 5 に掲げる当省所管法令における電気主任技術者に関する規制については、責任者を選定することを念頭に置いた規定であり、その業務を行うに際して特定の場所への常駐を求めるものではなく、既に電事法施行規則第 52 条第 4 項においては、一定の条件を満たせば法令上も兼任を許容している。

別表 1

法令等名称	制定年月日及び番号	条項
使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈	平成28年6月17日 20160531商局第1号	I 1 A-1 (1) a (a)
使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈	平成28年6月17日 20160531商局第1号	I 1 B (1) (a)
使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈	平成28年6月17日 20160531商局第1号	I 2 B (1) (a)
使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈	平成28年6月17日 20160531商局第1号	I 4 (11) (a)
使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈	平成28年6月17日 20160531商局第1号	I 7 (9) (a)
使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈	平成28年6月17日 20160531商局第1号	I 8 (1) (a)
使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈	平成28年6月17日 20160531商局第1号	II-1 4 (1) (a)
主任技術者制度の解釈及び運用	令和3年3月1日 20210208保局第2号	4 (7) ② ハ
主任技術者制度の解釈及び運用	令和3年3月1日 20210208保局第2号	5 (5) ② ロ
電気事業法施行規則	平成7年通商産業省令第77号	第50条第2項第9号
電気事業法施行規則	平成7年通商産業省令第77号	第50条第3項第3号
電気事業法施行規則	平成7年通商産業省令第77号	第50条第4項第4号
電気事業法施行規則	平成7年通商産業省令第77号	第96条第2項第5号
電気事業法施行規則第96条から第102条までの解釈運用にあたっての考え方（内規）	平成20・09・12 原院第2号	1

別表 2

法令等名称	制定年月日及び番号	条項
電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示	平成15年7月1日 経済産業省告示第二百四十九号	第1条第1項第4号
主任技術者制度の解釈及び運用	令和3年3月1日 20210208保局第2号	2 (2) ② ハ
主任技術者制度の解釈及び運用	令和3年3月1日 20210208保局第2号	2 (3) ② イ（ロ）(a)
電気工事士法	昭和35年法律第139号	第4条の3第1項
電気工事士法施行規則第4条の2第1項の規定に基づくネオン工事資格者認定講習の内容を定める告示	平成13年経済産業省告示第354号	

非常用予備発電装置工事資格者認定講習の内容を定める告示	平成 13 年経済産業省告示第 355 号	
電気工事士法施行規則第 4 条の 2 第 2 項第 2 号の規定に基づく認定電気工事従事者認定講習の内容を定める告示	平成 13 年経済産業省告示第 356 号	

別表 3－1

法令等名称	制定年月日及び番号	条項
電気事業法施行規則	平成 7 年通商産業省令第 77 号	第 50 条第 2 項第 14 号
電気関係報告規則	昭和 40 年通商産業省令第 54 号	第 2 条第 3 号
主任技術者制度の解釈及び運用 (内規)	20210208 保局第 2 号	5. (5) ④
主任技術者制度の解釈及び運用 (内規)	20210208 保局第 2 号	4. (11)

別表 3－2

法令等名称	制定年月日及び番号	条項
電気事業法施行規則	平成 7 年通商産業省令第 77 号	第 96 条第 2 項第 1 号ロ
電気事業法施行規則第 96 条から第 102 条までの解釈運用にあたっての考え方 (内規)	平成 20・09・12 原院第 2 号	○解釈運用にあたっての考え方 1 省令第九六条関係 (1)・(2) 5 省令第九八条関係

別表 4

法令等名称	制定年月日及び番号	条項
電気事業法	昭和 39 年法律第 170 号	第 75 条第 2 項
電気工事業の業務の適正化に関する法律	昭和 45 年法律第 96 号	第 16 条

別表 5

法令等名称	制定年月日及び番号	条項
電気事業法	昭和 39 年法律第 170 号	第 43 条第 1 項
電気事業法施行規則	平成 7 年通商産業省令第 77 号	第 52 条第 1 項
主任技術者制度の解釈及び運用 (内規)	20210208 保局第 2 号	1 (1) ～ (7)
主任技術者制度の解釈及び運用 (内規)	20210208 保局第 2 号	3 (1)